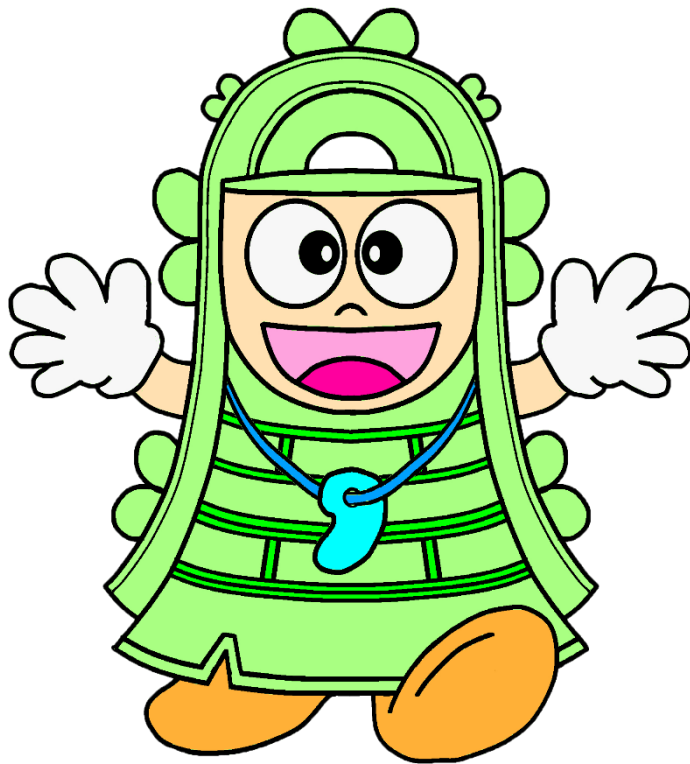


令和5年度
野洲市生活困窮者支援事業

実績報告書



令和6年4月
野洲市市民部市民生活相談課
(消費生活センター)

目 次

令和5年度 野洲市生活困窮者支援事業実績報告	- 2 -
1. 自立相談支援事業.....	- 3 -
2. 住居確保給付金	- 8 -
3. 生活福祉資金貸付.....	- 10 -
4. ひきこもり支援実績	- 11 -
5. やすワークにおける就労支援実績	- 11 -
6. 家計改善支援事業.....	- 15 -
7. 支援調整会議.....	- 16 -
8. 地域共生社会の実現に向けての地域づくり推進事業...	- 20 -
9. 自殺防止対策	- 22 -
10. 見守りネットワーク	- 23 -
11. 野洲市市民生活総合支援推進委員会	- 25 -
12. 学習・生活支援事業 YaSchool（やすクール）	- 26 -
参考資料.....	- 30 -
資料1 令和5年度資料集 	- 31 -

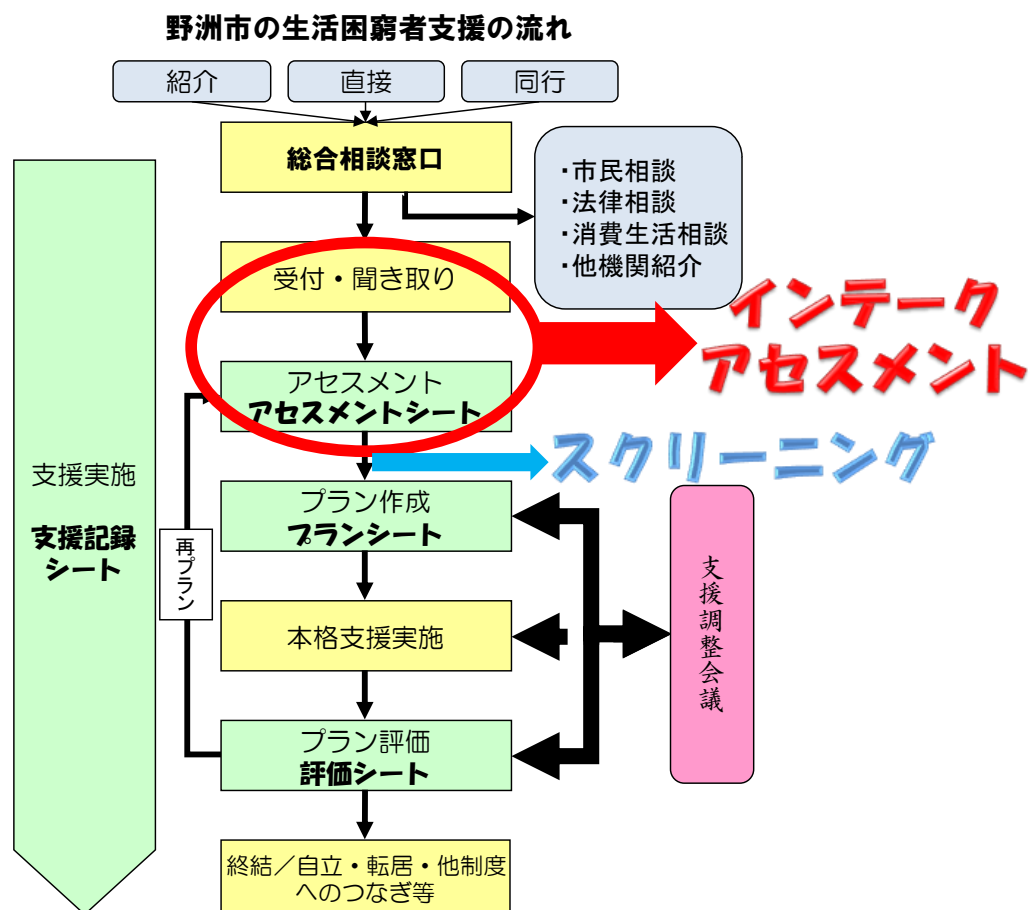
令和5年度 野洲市生活困窮者支援事業実績報告

平成27年に生活困窮者自立支援法が施行され、全国で生活困窮者支援が動き出し8年が経過しました。

本市における生活困窮者支援事業は、平成23年度から取り組んできたパーソナル・サポート・サービスの取組みを基本とし、市役所の総合力で相談者の発見、生活再建支援を実施すること、併せて市役所と民間との協働により、生活困窮者と生活困窮者を取り巻く地域全体への働きかけを通じて、生活困窮状態からの脱却・自立を目指す地域の仕組みづくりを目的として実施しています。

事業については、自立相談支援事業（直営）、家計改善支援事業（直営）、学習・生活支援事業（一部委託）、地域共生社会の実現に向けた多機関の協働による包括的支援体制構築事業、就労支援事業（やすワーク）を実施しています。

令和4年度の事業実績をとりまとめましたので報告します。



※支援調整会議は月1回開催 プラン・評価まとめて実施

- アセスメント 相談者の状況を把握し、背景・要因を分析したうえで、そのなかで対応すべき課題を適切にとらえ、解決の方向性を見定めること
- インテーク 相談者に初めて面接をすること、情報共有や信頼関係の構築が目的
- スクリーニング プラン作成にあたっての支援方法の検討、選定

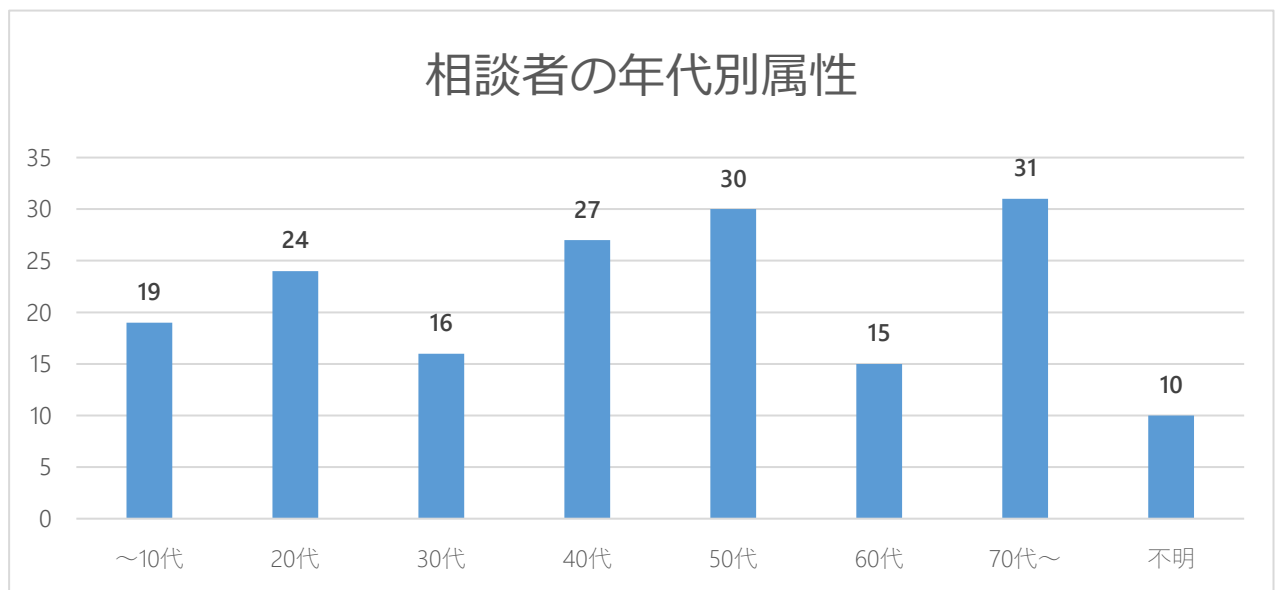
1. 自立相談支援事業

- 令和5年度の新規相談の受付件数（実数）は、172人で前年度（236人）比約72.9%に減少しています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により拡大した相談需要は落ち着いたものと考えられます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
新規相談受付件数(本人未特定を含む)	18	11	22	15	13	10	18	11	6	24	13	11	172
(うち)本人特定のみ(本人同意なしを含む)	18	11	21	15	13	9	18	11	6	24	13	11	170
(うち)本人特定のみ(本人同意ありのみ)	14	8	13	10	9	7	10	6	4	19	11	9	120

(1) 相談者の年代別属性

- 年代別では、70歳代以上の相談者が31人と一番多くなっています。
- 10代19人については、学習支援事業に新規で参加申込した子どもを登録したこと、また、不登校や若年層のひきこもり等の相談となっています。



(2) 対応状況

① プラン策定前支援終了件数（初回スクリーニング結果）

プラン策定前支援終了件数は、64件となっています。この内、「情報提供のみで終了」が29件、「他機関へのつなぎで終了」が35件となっています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
プラン策定前支援終了件数(初回スクリーニング時)	4	5	5	7	3	4	9	2	2	13	7	3	64
うち 情報提供のみで終了	2	3	1	3	2	2	3	1	1	4	5	2	29
他機関へのつなぎで終了	2	2	4	4	1	2	6	1	1	9	2	1	35
スクリーニング判断前に中断・終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 支援決定・確認件数（再プランを含む）

支援決定・確認件数（再プランを含む）については、268件であり、その内、「支援決定あり」は104件となっています。また、プラン期間中の一般就労を目標にしている「就労支援対象者数」も177件となっています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
支援決定・確認件数(再プランを含む)	29	26	34	22	20	26	25	16	22	14	15	19	268
うち 支援決定あり	5	12	12	8	12	11	8	8	14	3	8	3	104
うち 就労支援対象者数(プラン期間中の一般就労を目標にしている)	19	15	23	13	11	16	19	11	11	10	13	16	177

2. 初回プラン・再プラン内訳

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
支援決定・確認件数(初回プラン)	15	18	11	16	15	10	8	10	6	2	2	7	120
うち 支援決定あり	6	11	2	7	8	4	1	4	1	2	1	0	47
支援決定・確認件数(再プラン)	15	23	15	20	23	15	16	13	20	7	7	12	186
うち 支援決定あり	9	15	9	8	18	7	4	6	14	6	5	4	105

(3) アセスメント結果について

◎アセスメント結果 ※重複回答有					
内 容	R5	R4	内 容	R5	R4
病気	20	44	家族関係・家族の問題	59	82
けが	4	6	介護	22	31
障がい（手帳有）	22	31	子育て	22	31
障がい（疑い）	15	21	不登校	0	1
自殺企図	12	7	非行	0	1
その他メンタルヘルスの課題	72	60	中卒・高校中退	2	4
住まい不安定	31	43	ひとり親	20	23
ホームレス	8	12	DV・虐待	9	13
経済的困窮	107	147	外国籍	6	9
多重・過重債務	35	48	刑余者	3	5
家計管理の課題	51	71	コミュニケーションが苦手	20	28
就職活動困難	40	67	本人の能力の課題（識字・言語・理解等）	41	57
就職定着困難	34	47	被災	1	5
生活習慣の乱れ	8	11	その他	40	56
社会的孤立（ニート・引きこもりを含む。）	21	29	※その他のうち、コロナ関連	(5)	(22)
令和5年度合計	730		令和4年度合計	990	

- 令和5年度における初回スクリーニング実施件数は172件で、初回スクリーニングにおける課題や問題点を整理した結果、相談1件当たりの問題点は4.2件（総数730件）の問題点を抽出しました。生活困窮者が複数の課題を有していることがわかります。
- 家計管理の課題や、多重・過重債務は、生活困窮支援において家計相談の必要性が分かります。借金問題だけを解決しても生活再建にはならず、複数の問題を一緒に解決していくことが必要です。
- 今年度の新規相談件数が減少したにもかかわらず、その他メンタルヘルスの課題（72件）については、昨年度より増加しており、長引いたコロナが精神的なダメージとして顕在化しており、健康推進課、医療機関等との連携がより重要となります。
- 就職活動困難、就職定着困難については、就職をすれば支援が終わるのではなく、その後長く働き続けられるようにどのような支援をすればいいのかが課題です。定着支援の方法のひとつとして、やすワークの就職ナビゲーターが、面談による定着指導や事業所訪問による定着指導を実施しました。
- ひとり親、子育て、DV・虐待については、子育て家庭支援課や家庭児童相談室等との速やかな連携、情報共有が必須です。重篤なケースになる前に、発見機能とし

での相談体制が重要といえます。

- ・社会的孤立（ニート・ひきこもりを含む）（21件）、については、相談を受けるにあたり、相談者の気持ちにいかに関与していくが課題となります。定期的に面談ができるケースばかりではないので、場合によってはオンラインツールを利用することで、気持ちを引き出し、相談者と支援者が信頼関係を築けるようにしています。
- ・中卒・高校中退については、貧困の連鎖防止の観点から、市で実施している学習支援事業「やすクール」の取り組みの中で、高校進学のための基礎学習の確保と、高校中退防止を目的に、居場所機能を持った学習の場として実施しています。
- ・介護については、介護離職の問題や、高齢者の相談から認知症が発見されるなど、介護サービスにつなぐことが多くあります。
- ・自殺企図については、健康推進課と連携し、自宅訪問等により精神科受診や生活支援につなげています。
- ・外国籍の方には企画調整課に配備されている通訳タブレットを利用して生活困窮相談に対応しました。

（４）支援実施

電話や他機関との調整など、相談支援の延べ件数は5436件でした。特徴として、他機関との電話紹介・協議が1633件と多いのは連携の数字の表れです。

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
電話相談・連絡	103	113	102	103	116	107	103	94	107	60	65	71	1,144
訪問	13	9	11	9	7	7	8	7	17	12	12	13	125
同行支援	6	5	5	3	7	12	12	7	10	5	17	11	100
面談	81	108	139	106	112	109	109	121	88	85	78	79	1,215
所内会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支援会議	2	3	2	1	0	0	1	0	3	0	0	1	13
支援調整会議(プラン策定)	23	7	17	10	11	12	15	10	9	11	14	10	149
支援調整会議(評価実施)	1	7	16	0	9	1	9	0	10	3	0	7	63
その他他機関との会議(支援調整会議以外)	1	0	0	0	1	1	1	3	3	4	2	4	20
他機関との電話照会・協議	151	155	162	138	163	147	154	166	146	82	105	64	1,633
その他	81	58	91	79	80	78	94	52	122	67	80	92	974
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	462	465	545	449	506	474	506	460	515	329	373	352	5,436

(5) 評価実施状況（初回プラン、再プラン内訳）

再プランを含め評価を実施したのは306件です。初回プランの評価実施（120件）では、支援を終結したのが73件、再プランして継続したのが46件、中断したのは1件です。再プランの評価実施（186件）では、支援を終結したのが74件、再プランして継続したのが111件です。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
支援決定・確認件数(初回プラン)		15	18	11	16	15	10	8	10	6	2	2	7	120
うち	支援決定あり	6	11	2	7	8	4	1	4	1	2	1	0	47
支援決定・確認件数(再プラン)		15	23	15	20	23	15	16	13	20	7	7	12	186
うち	支援決定あり	9	15	9	8	18	7	4	6	14	6	5	4	105
評価実施件数(初回プラン)		15	18	11	16	15	10	8	10	6	2	2	7	120
うち	終結	6	13	7	14	9	3	3	8	4	1	1	4	73
	再プランして継続	9	5	4	2	5	7	5	2	2	1	1	3	46
	中断	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
評価実施件数(再プラン)		15	23	15	20	23	15	16	13	20	7	7	12	186
うち	終結	8	4	1	7	14	7	5	5	11	4	2	6	74
	再プランして継続	7	19	14	13	8	8	11	8	9	3	5	6	111
	中断	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

支援を実施し、評価を行ったケース450件について見られた変化を集計した結果は、以下のとおりとなりました。

- ・精神の安定（121件）及び家計の改善（8.3件）が1、2番目に多く、これは、昨年同様社会福祉協議会が実施する特例貸付を受けることで、生活費等の困窮が解消されたことによるものです。また相談時に家計を含めた世帯全体の家計状況の聞き取りを徹底し、税金や水道料金等の納付方法の対応を進めた結果と考えられます。
- ・債権管理条例の運用に伴い、税金等を滞納している中で、債務整理（17件）につながっています。また、社会保険労務士による障害年金相談につないで申請、受給決定したのは7件で、家計の改善につながっています。
- ・生活保護適用（5件）となっていますが、生活基盤を整えるため、社会福祉課と連携し生活保護の活用につながっています。
- ・精神の安定、自立意欲の向上・改善（121件）など、相談者と支援を通じて関わることで、こうした変化がみられると考えます。

●支援対象者に見られた変化 ※重複回答有

項目 (見られた変化)	複数回答あり
生活保護適用	5
住まいの確保・安定	17
医療機関受診開始	6
健康状態の改善	3
障害手帳取得	0
自立意欲の向上・改善	45
対人関係・家族関係の改善	26
生活習慣の改善	3
孤立の解消	16
精神の安定	121
債務の整理	17
家計の改善	83
保険関係収入の増加	0
年金関係収入の増加	7
その他収入増加	14
就労収入増加	13
職場定着	10
一般就労開始(継続的就労)	82
一般就労開始(時限的)	3
雇用契約を伴う支援付き就労	4
障害者サービス活用	1
自営業等雇用外の就労開始	0
就職活動開始	19
職業訓練の開始、就学	1
社会参加機会の増加	11
その他	27
合計	534

2. 住居確保給付金

住居確保給付金とは、離職者であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人または喪失するおそれのある人を対象として、住宅費を支給するとともに、市民生活相談課（自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

○令和5年度 住居確保給付金

	申請件数	決定件数	総支給額
4月	3	2	92,000
5月	1	1	88,000
6月	3	3	264,000
7月	0	1	169,000
8月	0	0	77,000
9月	0	0	77,000
10月	1	1	92,000
11月	0	0	46,000
12月	0	0	92,000
1月	0	0	
2月	0	0	
3月	0	0	
計	8	8	997,000

※ 上表は新規・延長・再延長・再々延長・再申請を含む総計

※ 申請月と決定月が異なる場合あり

※ 総支給額は、実際の支払日ベース

事由別	全体					
		新規	延長	再延長	再々延長	再申請
失業	7	5	1	1	0	0
減収	1	1	0	0	0	0
計	8	6	1	1	0	0

男女別	全体					
		新規	延長	再延長	再々延長	再申請
男	3	3	0	0	0	0
女	5	3	1	1	0	0
計	8	6	1	1	0	0

世帯人員 別	全体					
		新規	延長	再延長	再々延長	再申請
1人	1	1	0	0	0	0
2人	2	2	0	0	0	0
3以上	5	3	1	1	0	0
計	8	6	1	1	0	0

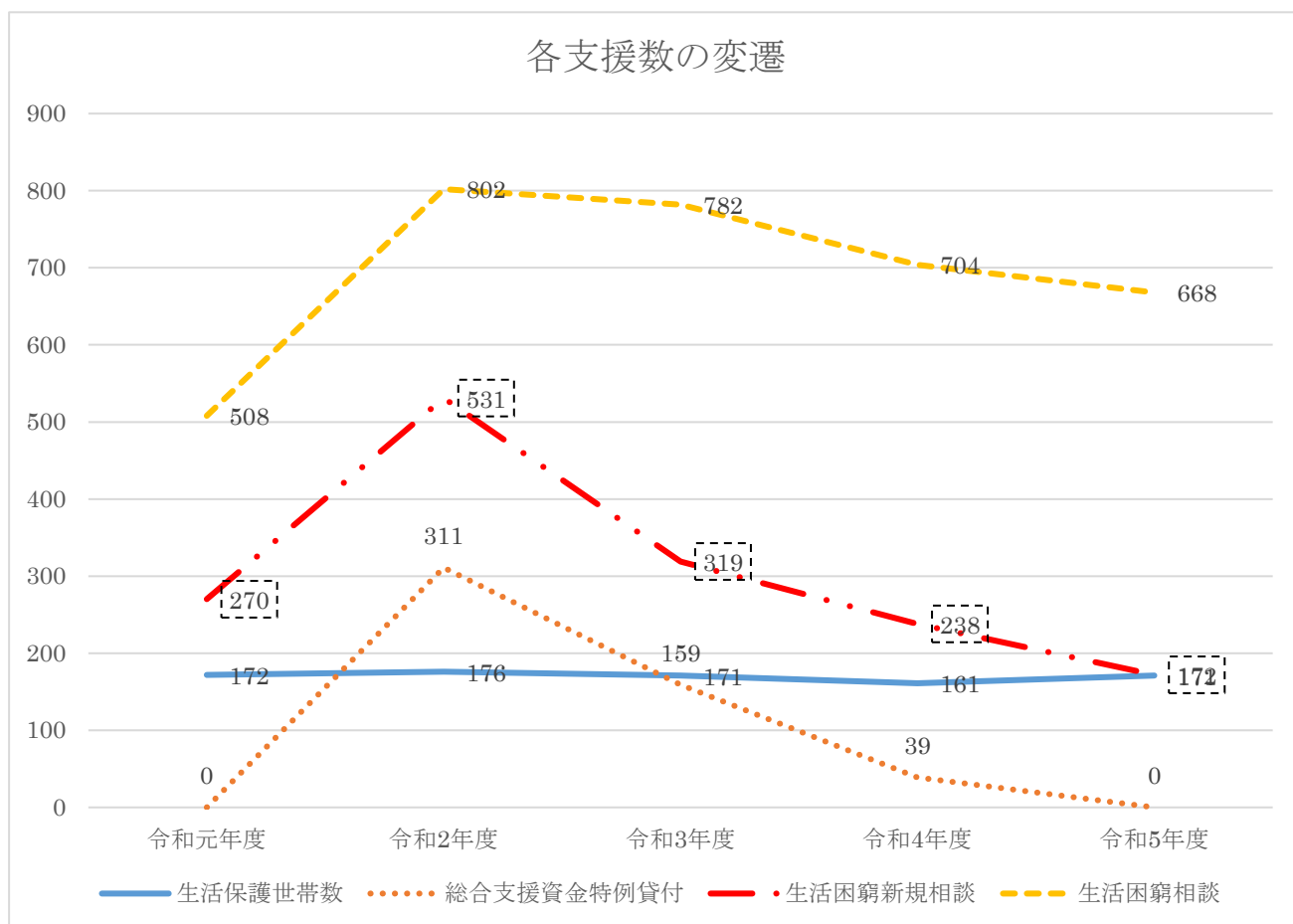
	人数・件数	備考
支給対象実人数		
支給期間中の常用就職件数		

	人数	比率
ひとり親	4	13.33%
単身	0	0.00%
65歳以上	1	3.33%
その他	4	13.33%
計	9	30.00%

※ 重複あり

年代別	全体					
		新規	延長	再延長	再々延長	再申請
30歳未満	1	1	0	0	0	0
30～39歳	0	0	0	0	0	0
40～49歳	6	4	1	1	0	0
50～59歳	0	0	0	0	0	0
60～64歳	0	0	0	0	0	0
65～69歳	0	0	0	0	0	0
70歳以上	1	1	0	0	0	0
計	8	6	1	1	0	0

3. 生活困窮関連支援の推移について



野洲市における生活困窮者支援について分析検討したところ、コロナ禍根以降も生活保護の世帯数変化は少ないことがわかりました。生活困窮者支援の総数は令和2年度に増加して以降、減少に転じているものの、高止まりしており以前の水準には戻っていません。

4. ひきこもり支援実績

(1) 概要

令和 5

年度において、本市が支援を行ったひきこもり支援の対象者について、関係課の支援結果を集計しました。対象については平成 22 年公表「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」の定義に基づき、概ね 6 ヶ月以上未就労、または未就学の状態が継続し、家族以外の人との交流をほとんどしていない事象としています。集計の結果、関係部署 5 課で 108 人となり、前年度比率で 11.8%増加となっています。

市民生活相談課	46
健康推進課	33
発達支援センター	20
地域包括支援センター	9
合計	108

(2) 属性別集計結果

① 相談者の性別

対象者の性別で見ると、男性 71 人、女性 37 人となっており、男性の比率が 65%と多くなっています。

② 相談者の年代別

年代別では、20 歳代 27 人、30 歳代 32 人、10 歳代 21 人の順になっています。

5. やすワークにおける就労支援実績

平成 23 年度のパーソナル・サポート・サービスのモデル事業から実施してきたハローワークから就職ナビゲーターの派遣を受け、市役所にて出張相談を行う就職ナビゲーター事業を拡充するため、平成 25 年度より、本市と滋賀労働局（ハローワーク）と一緒に就労・生活支援を進める「やすワーク」を市役所本館に開設しました。これは、内閣府の「アクション・プラン事業」を活用して、ハローワークの就職支援と本市の生活支援を一体的に提供する取り組みで、「生活困窮者等を対象とした就労支援を一体的に実施するための協定」（平成 25 年 4 月 1 日締結）に基づき実施しています。

実施方法は、市役所内に個別ブースを設置し、ハローワークから就職ナビゲーターの派遣を受け、平日 10 時～16 時の時間帯において、完全予約制（1 人 45 分間）で行っています。面接のためのスーツ貸出や、履歴書作成の指導助言、模擬面接、化粧の仕方などのツールも用意しています。

就労支援を行う関係部署（社会福祉課、子育て家庭支援課等）に配置されている支援相談員と就職ナビゲーターが連携しながら、個別継続的に寄り添って支援を行うことで、相談者の就職活動を応援しています。

やすワークでは、相談者が市役所の落ち着いた環境で 45 分間の就労相談・情報提供を受けることができること、また、関係部署の支援する担当者等が同席して相談対応することで、情報共有ができてスムーズな連携支援に繋がるなどメリットが多く、生活支援とセットで行う就労支援は非常に有効です。

・平成30年5月からは下記の障がいのある人へ就労支援を開始しています。

- ◎「障がい者求人」の検索及び情報提供等の就労支援
⇒「障がい者求人」へ応募する際に、本人の障がいの程度等、事業所へ配慮してもらいたいことを伝え紹介します。
- ◎「一般求人」における障がいのある人への就労支援
⇒「一般求人」を紹介する際に、障害者手帳保持者である旨等を事業所へ伝え、応募可能かどうか確認し、可能な場合については就労支援を行います。
- *「一般求人」・・・通常の求人
「障がい者求人」・・・障がいのある人を雇用するための求人

■やすワーク就労支援実績

年度		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
生活困窮相談 新規受付実人数		179 人	222 人	315 人	270 人	531 人	319 人	236 人	172 人
やす ワー ク	利用者 実人数	146 人	120 人	112 人	112 人	123 人	123 人	134 人	106 人
	就職決 定者延 人数	134 人	141 人	122 人	100 人	104 人	104 人	116 人	94 人

令和5年度 野洲市就職決定者数等の状況

R5年4月からR6年3月末まで

1. 相談利用者数と就職決定者数等

相談実施回数	617	相談利用者数	106	総就職決定者数	94	就職決定者実人数	79	(74.53%)
--------	-----	--------	-----	---------	----	----------	----	----------

2. 性別

合計	男性		女性	
人数	人数	割合(%)	人数	割合(%)
94	55	58.5%	39	41.5%

3. 年代別

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
男性	0	4	6	11	21	10	3	55
女性	1	5	7	12	4	6	4	39
合計	1	9	13	23	25	16	7	94

4. やすワークを利用した障がい者求人紹介数

紹介件数	24	実人数	12
------	----	-----	----

5. 就職決定者の職種と雇用形態

職種	人数	内 訳			
		パート	契約社員	派遣	正社員
軽作業・工場等	29	17	2	4	6
清掃・施設管理	21	19	2	0	0
接客販売	9	7	1	0	1
事務	12	10	0	0	2
介護・福祉・看護	10	7	1	0	2
調理	7	7	0	0	0
運転関係	6	2	0	0	4
農林水産業	0	0	0	0	0
合計	94	69	6	4	15

6. 就職決定者の属性等（重複回答有）

属性等	人数	内 訳			
		パート	契約社員	派遣	正社員
生活保護	25	20	2	2	1
住居確保給付金	4	1	0	0	3
障がい	17	14	1	0	2
うち、障がい者求人	8	8	0	0	0
うち、一般求人	9	6	1	0	2
母子	18	10	2	0	6
高齢者	14	13	0	0	1
多重債務者	4	4	0	0	0
その他	27	16	3	1	7



やすワークは、市役所本館1階の税務課の前にあります。

やすワークは、予約制になっています。相談時間は45分間で、相談員やハローワークの就労ナビゲーターと相談しながら、就職活動を行うことができます。



スーツを持っていない人には、スーツやカッターシャツの貸し出しを行っています。

6. 家計改善支援事業

家計相談支援事業については、自立相談支援事業と一体的に実施しています。

多重債務や税金等の滞納など家計に課題のある者に対し、家計の見直しをすることで、家計再建に向けたきめ細やかな相談支援や、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付等のあっせんを行いました。相談延べ回数204回、利用者実人数94人と、自立相談支援事業と一体的に実施することで効果的に行うことができました。

- 家計改善支援プラン策定数 94件
- 家計改善支援プラン評価数 30件

◎評価の内容としては、以下内容が挙げられます。

- ・自己破産免責決定し、家計状況、収入の範囲内で生活することを理解した。
- ・債務整理の進め、年金収入の範囲内で生活することの重要性を認識した。
- ・障害年金が決定した。

■家計管理（評価の内訳）

	状況の把握	重要性の認識	優先順 支出費目の	範囲内での支出	自立意欲の改善	生活全般その他	合計
件数	12	10	4	9	12	6	49

■令和5年度債務整理実績（令和6年3月31日時点）

項目	数字
債務整理で法律家が受任した件数	5人
令和5年度に回収した過払い金額	今年度無
家計改善支援相談による 税金等充当金額（債権数3件）	410,500円 市県民税 国民健康保険税 固定資産税 公営住宅使用料 後期高齢者医療保険税

7. 支援調整会議

(1) 支援調整会議の内容について（毎月開催分）

生活困窮者自立支援法において実施する自立相談支援事業は、生活困窮者の相談に対応し、当該生活困窮者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて、個人の状態にあった支援計画（プラン）の作成、評価を行い、関係事業との連携を含めた包括的な支援を行うものとされています。そして、そのプランおよび評価について支援内容の調整・確認を行う支援調整会議が、国の自立相談支援事業実施要領に位置付けられています。

そこで本市では、国の自立相談支援事業実施要領に基づく支援調整会議として、以下を目的として実施しました。内容は、支援プランのチェックを目的とし、毎月1回（年間12回）開催しました。貧困問題に取り組む民間団体として「NPO法人反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会」に委託し、弁護士や司法書士の法律家の派遣を受けています。

■支援調整会議の目的

- ・プラン内容の妥当性についての関係機関・関係者間の確認
- ・関係機関・関係者間の協議の上で、プランについて必要な修正を実施
- ・プランに基づく今後の支援の支援方針及び各機関・関係者の役割の確認

■構成員

毎月1回実施する支援調整会議の構成員については、以下の団体です。

- (1) 生活困窮者問題に取り組む民間団体
(NPO法人反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会)
- (2) 草津公共職業安定所
- (3) 野洲市市民部市民生活相談課
- (4) その他必要と認める機関又は団体

(2) 支援会議について

生活困窮者自立支援法改正に伴って、平成30年12月に「野洲市くらし支えあい条例」を改正し、同条例の第25条において支援会議の設置を規定しました。改正後は第25条第1項にて支援会議の設置を規定し、第2項で支援会議の名称を支援調整会議と称すると定めています。

■定例：支援調整会議（毎月1回開催）

回 日程	法律家名	内容	
第1回 4/28	高橋 陽一 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	29件 30件
第2回 5/26	元永佐緒里 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	26件 41件
第3回 6/30	高橋 陽一 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	34件 26件
第4回 7/28	羽田 慎二 司法書士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	22件 36件
第5回 8/25	黒田 啓介 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	20件 38件
第6回 9/29	土井 裕明 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	26件 25件
第7回 10/27	元永佐緒里 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	25件 24件
第8回 11/24	黒田 啓介 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	16件 23件
第9回 12/22	永芳 明 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	22件 26件
第10回 1/26	黒田 啓介 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	14件 9件
第11回 2/16	小川 恭子 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	15件 9件
第12回 3/15	永芳 明 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	19件 19件
合計		・支援決定／確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	268件 306件

■ケース別：支援調整会議（随時）合計 13 回開催

日程	内容	参加機関
4/17	精神疾患を持つ方の自立について	医療機関 入居支援法人 野洲市 健康推進課 野洲市 発達支援センター 野洲市 市民生活相談課
5/10	ひきこもり支援について	守山野洲少年センター 野洲市社会福祉協議会 野洲市発達支援センター 野洲市市民生活相談課
5/29	地域で心配な方への支援について	野洲学区民生委員児童委員 市民生活相談課
5/30	ひきこもり支援について	野洲市健康推進課 野洲市発達支援センター 市民生活相談課
6/16	ひきこもり支援について ②	守山野洲少年センター 野洲市社会福祉協議会 野洲市発達支援センター 野洲市市民生活相談課
7/12	ひきこもり支援について	野洲市健康推進課 野洲市発達支援センター 野洲市社会福祉協議会 市民生活相談課
8/17	家計問題のある障がいのある方への支援について	就労支援事業所 相談支援事業所 野洲市社会福祉協議会相談支援課 野洲市障がい者自立支援課 野洲市市民生活相談課
10/6	市営住宅の滞納者について	野洲市都市建設部住宅課 野洲市健康福祉部子育て家庭支援課 野洲市市民部市民生活相談課
11/13	複合的な課題を抱える外国籍の生活保護受給者の債務整理について	野洲市健康福祉部社会福祉課 野洲市市民部市民生活相談課 相談者
2/1	困難家庭の児童への支援について	野洲小学校SSW 市民生活相談課
2/13	生徒移行支援会議	野洲市内3中学校関係者 守山野洲少年センター

		子育て家庭支援課家庭児童相談室 精神科病院 発達支援センター 健康推進課 障がい者自立支援課地域生活支援室 ふれあい教育相談センター 学校教育課
2/29	困難家庭の児童への支援について②	野洲小学校 市民生活相談課 関係課
3/9	高校卒業後ひきこもりが危惧される方への支援について	野洲北中学校 発達支援センター 野洲市社会福祉協議会 市民生活相談課

8. 地域共生社会の実現に向けての地域づくり推進事業

■多機関の協働による包括的支援体制構築事業の目的

本事業は、現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止める総合的な相談支援体制の構築を図ることを目的にしています。そこで本市では、本事業を活用して、生活困窮者支援事業を実施している市民生活相談課と、北部合同庁舎に事務所を有する市民サービスセンターに相談支援包括化推進員を計3名配置し、相談支援員と連携して一体的なチーム体制を整備して、困り事を抱える人を包括的に相談できる体制を整備しています。

■野洲市重層的支援体制整備事業実施綱について（令和5年野洲市告示第6号）

生活困窮者等に対する包括的な支援体制を構築するため制定されていた、野洲市相談支援包括化推進会議設置要綱(平成29年野洲市告示第51号)を全部改正し、事業の機能を重層的支援体制整備事業に移行しました。重層的支援体制整備事業における包括化推進会議では、下記業務を行います。

- (1) 各相談支援機関の業務内容の理解
- (2) 相談支援包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法の検討
- (3) 地域住民が抱える福祉ニーズの調査
- (4) 地域に不足する社会資源創出の手法の検討
- (5) 重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携に関すること。
- (6) 野洲市重層的支援体制整備事業計画に基づく施策の推進及び効果の検証に関する事務
- (7) その他包括的な支援体制を構築するために必要な事項

■野洲市重層的支援体制整備事業担当会議の開催実績について

野洲市重層的支援体制整備事業実施要綱に基づき、年間5回の会議を開催しました。市役所関係部署や地域の関係機関が集まって、市の福祉課題を抽出し、令和5年度は死後事務委任契約の開始するための体制づくりを行いました。

■令和5年度 野洲市重層的支援体制整備事業担当会議の

回 日程	参加機関		内容
第1回 6/12	●テーマ 「重層的支援体制整備 事業」	野洲市社会福祉協議会 社会福祉課 高齢福祉課 発達支援センター 市民生活相談課	・ 報告 ・ みまもりマップの作成について ・ 死後事務委任契約について

第2回 7/20	●テーマ 「死後事務委任契約に係る選定検討会 等」	野洲市社会福祉協議会 野洲市社会福祉課 野洲市地域包括支援センター 野洲市市民部市民生活相談課	
第3回 10/2	●テーマ 「重層的支援体制整備事業」	野洲市社会福祉協議会 社会福祉課 高齢福祉課 発達支援センター 市民生活相談課	・福祉介護協働送迎サービス『ゴイッショ』 ・空き家とみまもりマップについて
第4回 10/27	●テーマ 「死後事務委任契約に係る選定検討会 等」	司法書士 野洲市社会福祉協議会 野洲市地域包括支援センター 野洲市健康福祉部社会福祉課 市民生活相談課（多機関協働による包括的支援体制構築事業担当）	
第5回 3/21	●テーマ 「重層的支援体制整備事業」	野洲市社会福祉協議会 社会福祉課 高齢福祉課 発達支援センター 市民生活相談課	

■相談支援包括化推進員の相談実績

市民生活相談課及び市民サービスセンターに配置した相談支援包括化推進員が受付けた相談件数は、下記のとおりです。また、困り事のある人を見つけてサービスにつなげるため、「見守りネットワーク協定」を締結し事業者・団体と締結し、地域の見守り活動を行なっています。令和5年度は、2協力団体と協定の締結をし、合計47事業者・団体となりました。

令和5年度 多機関協働事業(市役所受付分)															
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
相談件数		1	1	1	2	2	2	5	3	2	3	1	0	23	
合計		1	1	1	2	2	2	5	3	2	3	1	0	23	
(相談者別内訳)	年代別	男性	0	0	0	1	1	0	2	0	1	1	1	0	7
		～20代	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
		30代	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
		40代	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
		50代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		60代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		70代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
		80代	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
		90代～	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	年代別	女性	1	1	1	1	1	2	3	3	1	2	0	0	16
		～20代	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
		30代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		40代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		50代	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	0	0	13
		60代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		70代	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
		80代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
90代～	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1		

令和5年度 多機関協働事業(市民協働センター分)														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談件数		3	3	3	2	1	3	1	2	2	2	1	1	24
合計		3	3	3	2	1	3	1	2	2	2	1	1	24
(相談者別内訳)	男性	3	0	0	0	1	1	0	2	1	1	1	0	10
	～20代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	30代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	40代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	50代	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	60代	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	3
	70代	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	5
	80代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	90代～	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性	0	3	3	2	0	2	1	0	1	1	0	1	14
	～20代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	30代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	40代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	50代	0	1	2	1	0	1	1	0	0	1	0	1	8
	60代	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	3
	70代	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	80代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	90代～	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

9. 自殺防止対策

本市では、平成31年3月、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため「いのちを支える野洲市自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのない野洲市をめざして

～」を策定し、市民、各関係団体、市職員が総動員し、全市的な取組として自殺対策を推進し、『誰も自殺に追い込まれることのない「人と人が支えあう安心なまち」の実現』を目指しています。なお、市民生活相談課は、野洲市自殺対策計画策定委員会において、健康福祉部健康推進課と連携し事務局を担当しています。

■「年始のよりそいを、もらって嬉しい年賀状で！」事業

自殺防止対策の一環として、相談者の中で単身世帯や気になる人、心配な人に対し、市民生活相談課の相談員が、思いを込めたメッセージを書いた年賀状を毎年送っています。令和5年度は38人に送りました。また、デジタル化にも対応しLINEWORKSによる年賀LINEの配信も37人に行いました。

10. 見守りネットワーク

(1) 概要

見守りネットワークとは、事業者及び自治組織や地域の団体等（以下「事業者等」といいます。）の協力を得て、高齢者や障がいのある人、子ども、生活困窮者等の対象となる市民が住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるよう見守り、支えあう仕組みです。

配慮が必要となる市民の多くは自ら相談できないケースが多く、少しでも早く支援につなげることが必要となるため、見守りネットワークの対象となる市民は、高齢者に限らず、障がいのある人や子ども、生活困窮者等もその対象としています。

(2) 見守りネットワークの仕組み

市と協定を締結した事業者等は、その事業の中で市民の異変を発見した場合には、市に異変を通報します。通報を受けた市は、関係課と連携し、状況の確認と支援を行います。

(3) 協定を締結した事業者等

令和5年度は、2事業者・団体と見守りネットワーク協定を締結しました。本市と見守りネットワーク協定を締結している事業者等は、合計で45事業者・団体となります。協定を締結した事業者の詳細は次のとおりです。

●令和5年度協定事業者等（2事業者）

- ・株式会社 康臨丸 野洲事業所（訪問看護ステーション 和来やす） 様
- ・有限会社ゆうすげ介護 様

●令和4年度協定事業者等（2事業者）

- ・一般社団法人古民家再生協会滋賀南 様
- ・関電サービス株式会社滋賀営業所 様

●令和3年度協定事業者等（2事業者）

- ・京都信用金庫 様
- ・辻牛乳店 様

●令和 2 年度協定事業者等（1 事業者）

- ・ほりで医院 様

●令和元年度協定事業者等（2 事業者 2 団体）

- ・フードバンクびわ湖 様
- ・株式会社セブン・イレブン・ジャパン 様
- ・一般社団法人やす地域共生社会推進協会 様
- ・井ノ上新聞舗 様

●平成 30 年度協定事業者等（2 事業者 3 団体）

- ・滋賀県司法書士会 様
- ・一般社団法人滋賀県財産管理承継センター 様
- ・滋賀弁護士会 様
- ・株式会社きずな 様
- ・特定非営利活動法人ふれあいワークス 様

●平成 29 年度協定先事業者等（9 事業者 2 団体）

- ・株式会社 OVO ピタットハウス野洲店 様
- ・からだ元気治療院 心陽守山店 様
- ・KDDI 株式会社 コンシューマ関西支社 コンシューマ滋賀支店 様
- ・株式会社京都銀行 守山支店 様
- ・第一生命保険株式会社 滋賀支社 様
- ・株式会社ダスキン クリーン・ケア営業本部 近畿地域本部 様
- ・明治安田生命保険相互会社 滋賀支社 様
- ・ヤマト運輸株式会社 滋賀主管支店 様
- ・株式会社ポーラ 京都センター 様
- ・野洲市国際協会 様
- ・親子英語サークル Honey 様

●平成 28 年度協定先事業者等（16 事業者 4 団体）

- ・株式会社エコシティサービス 様
- ・大阪ガス株式会社 様
- ・レーク滋賀農業協同組合 様
- ・有限会社北村新聞店 様
- ・京滋ヤクルト販売株式会社 様
- ・湖東開発株式会社 様
- ・株式会社滋賀銀行 様

- ・滋賀中央信用金庫 様
- ・生活協同組合コープしが 様
- ・有限会社たちいり 読売センター野洲 様
- ・西日本電信電話株式会社 様
- ・株式会社平和堂 様
- ・野洲市内郵便局及び幸津川郵便局 様
- ・滋賀県L Pガス協会 様
- ・守山野洲医師会 様
- ・野洲市社会福祉協議会 様
- ・野洲市商工会 様
- ・野洲市老人クラブ連合会 様
- ・NPO 法人篠原シニネット 様
- ・株式会社沙門 朝日新聞サービスアンカー草津西 様

（４）一人歩き（徘徊）高齢者等事前登録

認知症等により高齢者等が徘徊し行方不明となった場合に、早期に発見・保護することを目的に、徘徊の恐れのある高齢者等の情報を事前に登録する制度です。登録した情報は守山警察署と共有し、実際に行方不明者が出た際には、登録情報を活用し、捜索活動を早期に開始することに役立てます。

また、高齢福祉課と連携し、見守りネットワーク協定事業者に対し、「一人歩き（徘徊）高齢者の行方不明通報の協力依頼を行い、令和４年度末現在、24 事業者・団体より承諾をいただいています。

1 1. 野洲市市民生活総合支援推進委員会

社会問題化している自殺、生活困窮、人権侵害等の市民生活に関する深刻な問題に対し、関係部署が連携し、協議を進め、これらの問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図ることを目的に、当委員会は設置されています。

また、平成 28 年 10 月に施行した野洲市くらし支えあい条例において、「消費生活上特に配慮が必要であると認められる市民、生活困窮者等及びこれらの者と同様の状況に至るおそれのある市民の支援を総合的に行うため、市の関係する全ての組織に属する職員により構成される野洲市市民生活総合支援推進委員会を設置する」と当委員会の設置を規定しました。

野洲市市民生活総合支援推進委員会要綱第6条において、消費者被害・生活困窮者等支援対策連絡部会、自殺防止対策連絡部会、人権対策連絡部会の3つの部会を設けており、部会で連携し研修会等を行っています。

（１）令和５年度野洲市市民生活総合支援推進委員会の開催

①概要

日 時：令和5年9月27日（水）10：00～12：00

場 所：野洲市役所本館2階第5会議室

参 加 者：26名（市役所各課、関係機関）

②報告内容

- ・消費者被害・生活困窮者等支援対策連絡部会からの取組報告
- ・自殺防止対策連絡部会からの取組報告
- ・人権対策連絡部会からの取組報告

③研修概要

「日本経済から見る生活困窮と今後（仮）」

講師：龍谷大学社会学部コミュニティマネジメント学科 築地達郎 准教授

研修概要：市民生活相談課は、総合的な相談窓口として、困窮など市民が抱える課題を捉え、対応している。令和4年度の野洲市の生活困窮者自立相談支援事業における相談者は、236人であり。相談者からは、物価高騰により生活が苦しいという声がある、日本全体を見れば賃金の上昇や株価が上昇し、生活実態との違和感がある。そうしたことから、労働力や消費、財政、新型コロナウイルス等、日本経済の現状から生活困窮の実態を示すことで、今後のまちづくりの方策検討をおこなうために開催。

（2）野洲市市民生活総合支援推進委員会・研修会

日 時：令和6年3月4日（月）13：30～15：30

場 所：野洲市役所第5会議室

参 加 者：25名（市役所各課、関係機関）

基調講演：「生きづらさ、孤立・孤独について」

～これからの野洲市の取組みに必要なこと～

講 師：龍谷大学社会学部現代福祉学科教授 山田 容 様

内 容：令和6年度に3月に見直されることとなる「いのちを支える野洲市自殺対策計画（案）」について、その趣旨である「生きることを阻害する要因を減らし、生きることの促進要因を増やす」まちづくりを行うために、野洲市役所全体（野洲市市民生活総合支援推進委員会）でそれを促進する支援体制を構築することを目的とする。

12. 学習・生活支援事業 YaSchool（やすクール）

平成27年から施行された生活困窮者自立支援法において、子どもの貧困連鎖を断ち切ることを目的として、「学習支援事業」が自治体の任意事業として位置付けられています。そこで本市では、「やすクール」と名付け開校しています。

学習指導だけでなく、居場所支援としてゲームなどのお楽しみ会を行うほか、高校中退防止の観点から、やすクールの卒業生については、高校生も受入れをしました。学校や将来の悩みを話すなど、息抜きの場として毎回参加する子どももあり、居場所

機能としての効果があります。

地域の協力については、野洲市農業者クラブからお米の寄付を受け、野洲市社会福祉協議会の連携で地域ボランティアによる「おにぎり隊」の協力を得て毎回おにぎりや味噌汁を提供いただくなど、地域ぐるみで取り組みが広がっています。

令和5年度学習支援事業実績報告書

事業名	野洲市学習・生活支援事業（「YaSchool」やすクール）
委託者	野洲市
受託者	特定非営利活動法人 反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会
期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
業務概要	■実施方法 1. 対象者 野洲市内に在住する生活困窮世帯の中学生 やすクールに登録のあった高校生 2. 会場 コミュニティセンターやす 3階4部屋と調理室を活用 3. 日時 毎週水曜日 18:00～20:30 4. 実施回数 学習会（43回） 卒業式・修了式/お楽しみ会（1回）3月13日（水） 5. 登録者数 中学生22人 高校生4人 合計26人 ひとり親家庭世帯ないし、生活保護世帯 延べ参加人数531人(中学生/472人 高校生/59人) 6. 学習ボランティア 法律家、建築士、会社員などの社会人や大学生など *延べ参加人数 スタッフ 239人 学習ボランティア 498人 7. 学習支援内容 ○今年度の開催は43回（卒業式・修了式含む）となった。参加した生徒の延べ人数は、中学生472名、高校生59名であった。 ○新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用、検温、手指のアルコール消毒、の徹底や、学習時の学習ボランティアと生徒の間に、アクリル板を設置する等、感染対策を徹底して行った。 ○生徒の参加率が71%と目標の60%を上回った。 ○不登校など課題をもつ生徒に対し、家庭児童相談室と情報共有を行うなど密な連携を図った。 また、市内各中学校の教職員が学習支援の場に参加した。 ○学習支援だけではなく、野洲市農業者クラブからお米の寄付を受け、野洲市社会福祉協議会の協力を得て、民生委員児童委員含む地域住民の協力により、おにぎりや味噌汁を提供し学

習が始まる前の居場所となった。

8. 高校生の中退防止の居場所支援

- ・高校中退防止の観点から、ヤスクール登録のある子どもについては、高校生受け入れを行なっているが、勉強だけでなく、進路の相談や家庭や学校の悩みを話すなど、息抜きの場として、居場所機能としての効果があった。
- ・高校で良い成績を取ったときに見せに来るなど、自己肯定感を持つようになった。
- ・やすスクールの卒業生が学習ボランティアの協力をするなど、役割を担ってくれた。学習ボランティアによって、教員になりたいと大学への進学希望を持つなど、支えられる側が支える側になるなど、学習ボランティア経験を通じて成長が見られた。

■学習支援事業の課題

- ・基礎学力の低い子どもが多く、マンツーマンで対応するのに個別に学習状況を把握していく必要がある。
- ・学習ボランティアの確保と定着が重要である。
- ・発達障がいや知的障がいなど、子どもの特性に合わせた支援が出来る人材が必要。
- ・引きこもりや、不登校、心に問題を抱えている生徒が多く、中学校及び専門機関との連携がますます重要になっている。

■お楽しみ交流会

- ・子どもとボランティアの交流の場として毎年実施している、カレーライス作りや餅つき等のイベントについては、新型コロナウィルス感染症拡大の影響のため交流会としては実施せずに、市民から寄付で頂いた餅米を活用し、おにぎり隊の皆さんに餅をついてもらい、子ども達や学習ボランティアの皆さんに丸餅を配布した。また、弁護士事務所から、子ども達にクリスマスプレゼントの寄付を頂き渡すなど、子ども達も大喜びだった。
- ・卒業式・修了式の後には、学習ボランティアの皆さんも交えながら、ビンゴゲーム大会を楽しく行った。

日付	内容	生徒参加人数	ボランティア数
3月13日	卒業・修了式 ビンゴゲーム大会 (コミセンやす)	中学生 12人 高校生 2人	学習ボランティア 11人 スタッフ 6人

■関係機関との連携

- ・野洲市農業者クラブから、年間お米30キロの寄付を受けた。
- ・市民生活相談課職員がスクールソーシャルワーカー連絡協議会等に参加し、課題のある子ども等の情報共有を行なった。

事業実績

■高校進学

- 中学 3 年生の 8 人が全員高校に合格し進学した。

■登録者数

中学生 22 人 高校生 4 人 合計 26 人（令和 6 年 3 月 31 日時点）

学年	男子生徒	女子生徒	合計人数
1 年	3	2	5
2 年	5	4	9
3 年	5	3	8
高校生	0	4	4
合計	13	13	26

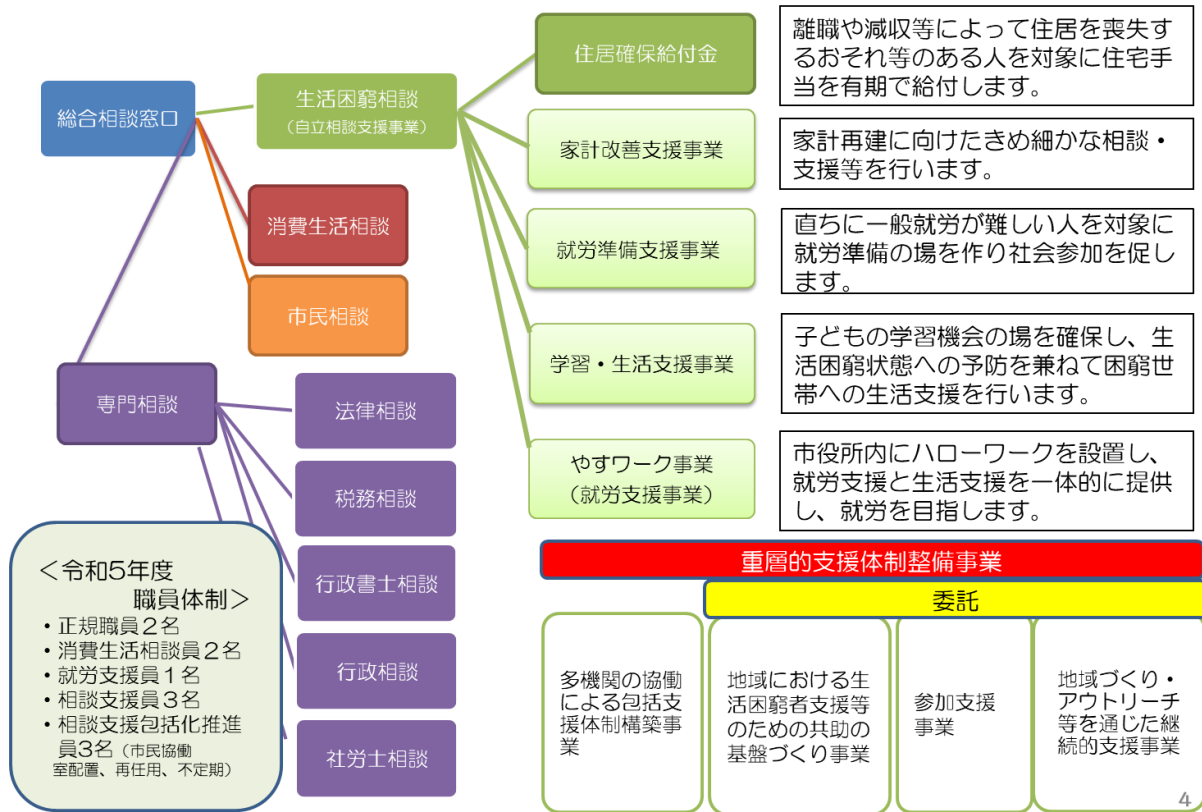
■中学校別

学年	野洲中学校	野洲北中学校	中主中学校
1 年	男 1 女 1	男 1 女 1	男 1 女 0
2 年	男 3 女 3	男 1 女 0	男 1 女 1
3 年	男 0 女 1	男 3 女 1	男 2 女 1
合計	9 人	7 人	6 人

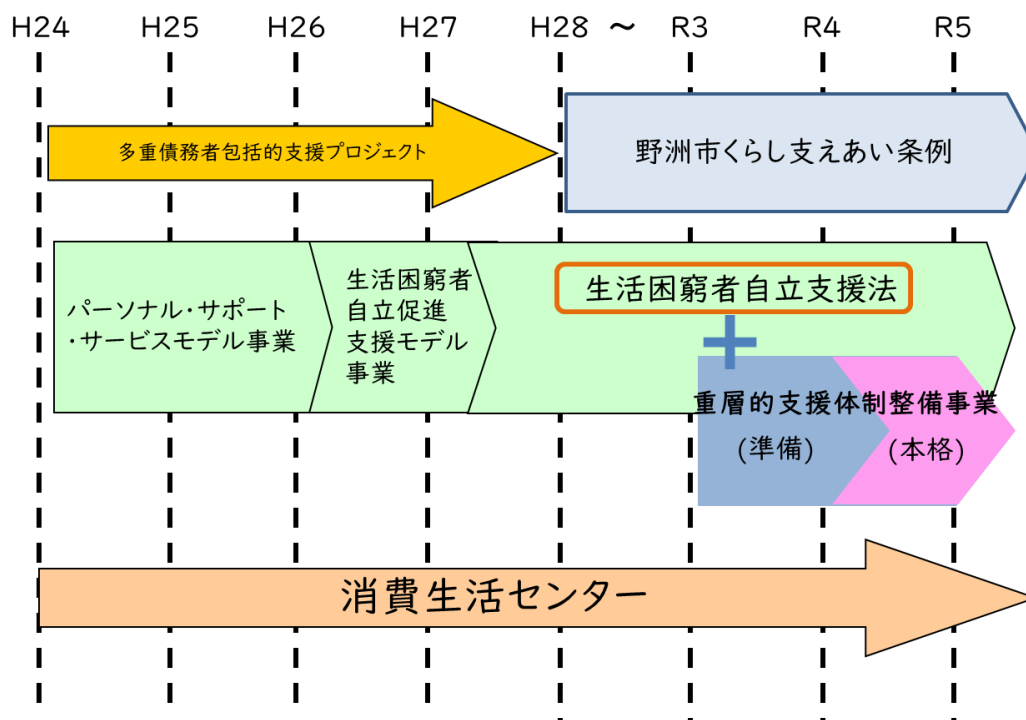
参考資料

資料 1 令和5年度資料集

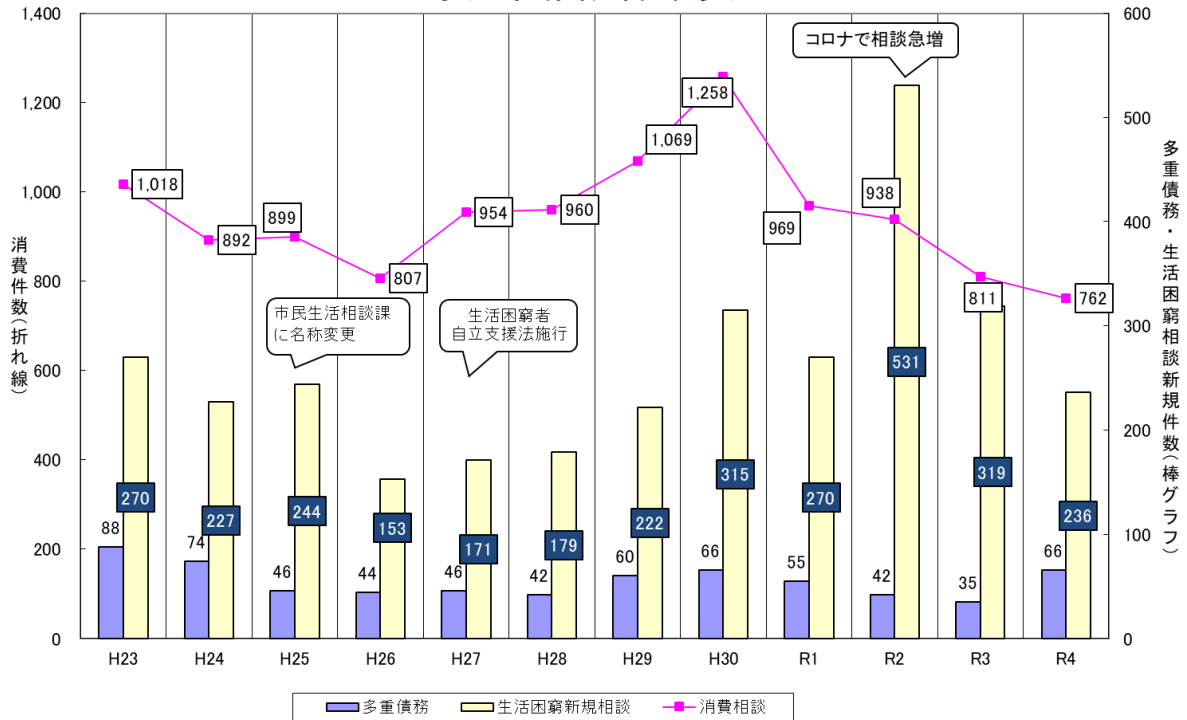
令和4年度 市民生活相談課の業務・体制



相談窓口体制の変遷



野洲市相談件数変遷



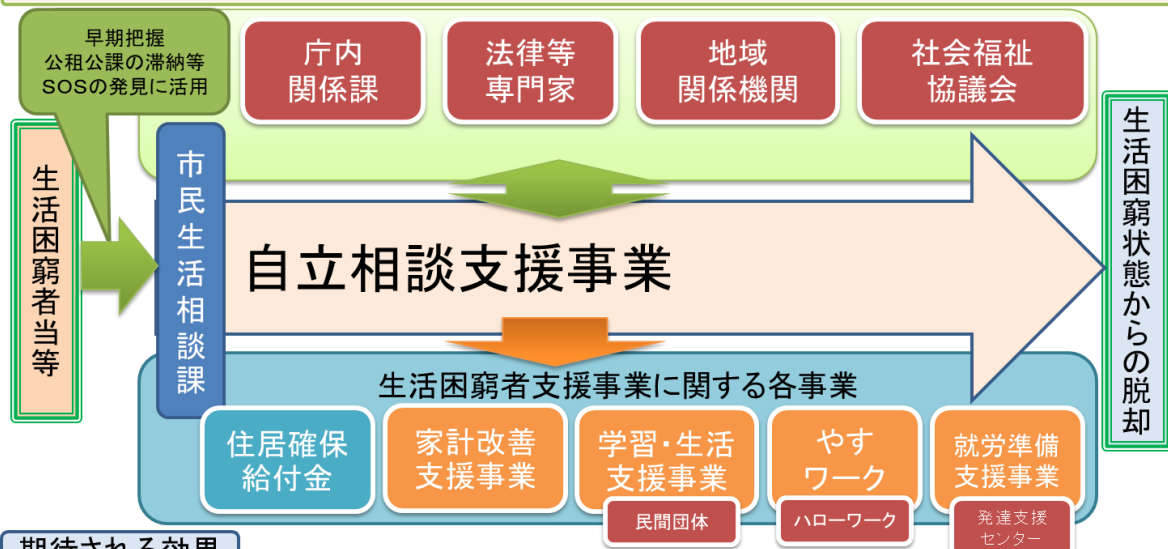
7

令和4年度 野洲市生活困窮者自立相談支援事業について

事業の概要

○ 野洲市くらし支えあい条例に位置付けられた、経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題を抱える市民を生活困窮者等として対象にとらせ、条例を効果的に活用し、相談者の発見から支援を効果的に取り組めます。

○ 就労等による社会参加に向けて、生活支援と就労支援を一体的に提供するやすワークの活用を推進します。



期待される効果

- 生活困窮状態に至る前段階から早期の支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期脱却を図ることができます。
- 生活困窮者に対し「支援を届ける」ことで、相談支援機能が強化され市民の安全・安心な暮らしを守ることができます。

9

令和4年度 野洲市住居確保給付金事業について

事業概要

離職者であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している又は喪失するおそれのある人を対象に住宅費を支給するとともに、野洲市市民生活相談課(自立相談支援機関)による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

野洲市の住居確保給付金制度の概要

☆支給額 = 基準額 + 一月当たりの実際の家賃の額 - 世帯収入額

※支給額は生活保護の住宅扶助額が上限

➢ 支給対象者: 離職、廃業等後2年以内もしくは減収により経済困窮した者で

①現在住居がない又は ②住居を失うおそれのある者

➢ 支給要件: ①収入要件: 下表「収入基準額」以下

※基準額(市町村民税均等割の非課税限度額の1/12)

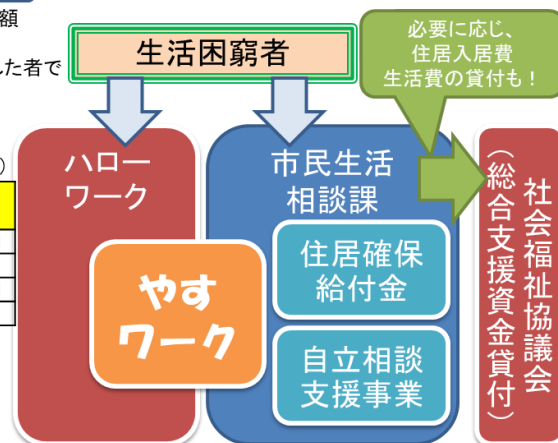
②金融資産要件: 下表「金融資産額」以下※基準額×6(上限100万円)

世帯人数	基準額	家賃額 (上限額)	収入基準額	金融資産額
1人	7.8万円	3.5万円	11.3万円	46.8万円
2人	11.5万円	4.2万円	15.7万円	69万円
3人	14.1万円	4.6万円	18.7万円	84.6万円
4人	17.5万円	4.6万円	22.1万円	100万円

③就職活動要件: 原則週1回以上の求人先への応募、
ハローワークでの月2回以上の職業相談、
自治体での月4回以上の面接支援等

➢ 支給期間 原則3か月間

(就職活動を誠実にしている場合は(最長9か月まで))



期待される効果

- 通常、受給後の職業相談や面接支援は、ハローワークと市役所それぞれに出向いて対応する必要がありますが、やすワークを活用することで就労支援と生活支援をワンストップに提供することができ、効率的で効果的な支援が行えます。
- 支給期間は3か月ごとの更新で自立相談支援事業が実施する就労支援を受けることで最長9か月間になる場合があります。

10

令和4年度 家計改善支援事業について

事業概要

○ 家計改善支援事業は、家計の見える化を進めます。

① 家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、相談者の状況に応じた支援計画を作成します。

② 生活困窮者の家計の再生に向けたきめの細かい支援を行います。(公的制度的利用支援、家計表の作成等)

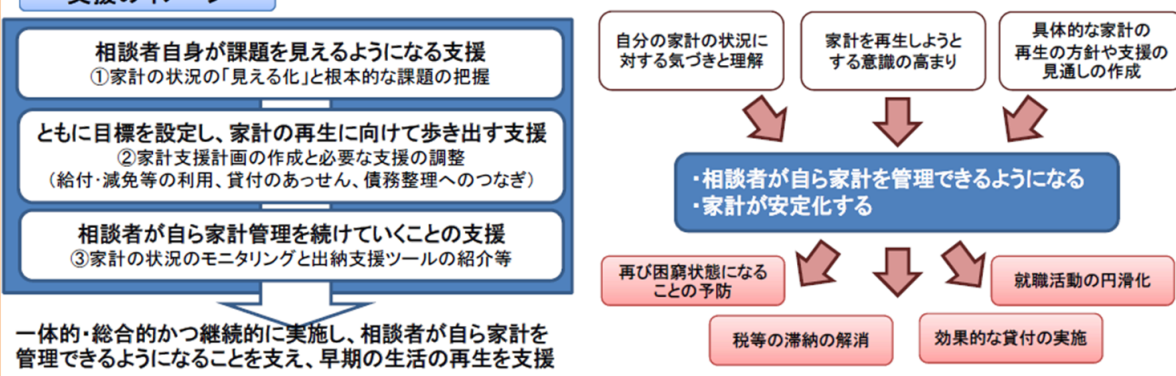
③ 多重債務等については、弁護士・司法書士の法律家等の専門家への繋ぎを検討します。

④ 必要に応じて社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付のあっせん等を行います。

○ 市が直営で実施していることから、納付にかかる減免・免除申請、各種手当等の申請等庁内の各種制度等の情報提供をします。

○ 自立相談支援事業と一体的に実施し、より一層の家計改善支援の事業効果が期待されます。

支援のイメージ



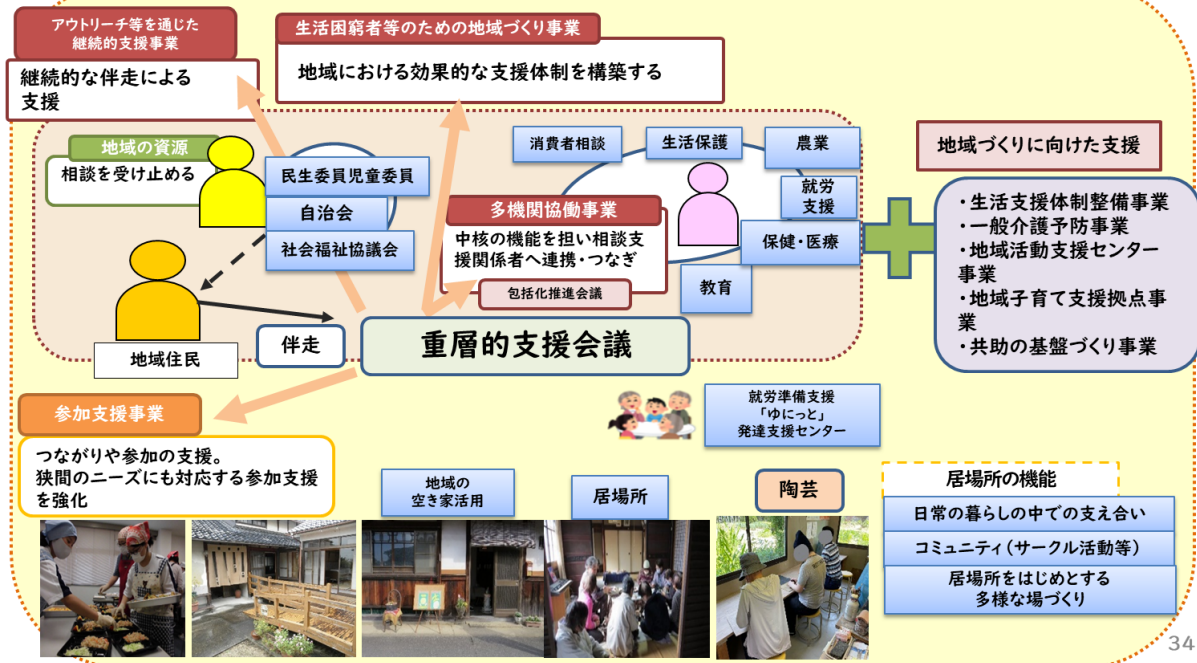
期待される効果

- 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援します。
- 自立相談支援事業と一体的に実施することで、家計改善支援の事業効果が得られます。
- 就労支援における、必要額の把握などが具体的にた行き、具体的な就労支援活動にも役立てられます。

11

令和4年度 野洲市重層的支援体制整備事業について

高齢者・障がいのある人・子ども・生活困窮者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高めあうことができる「地域共生社会」を実現させるべく、包括的な相談の拠点づくり及び協働による地域づくりを推進します。

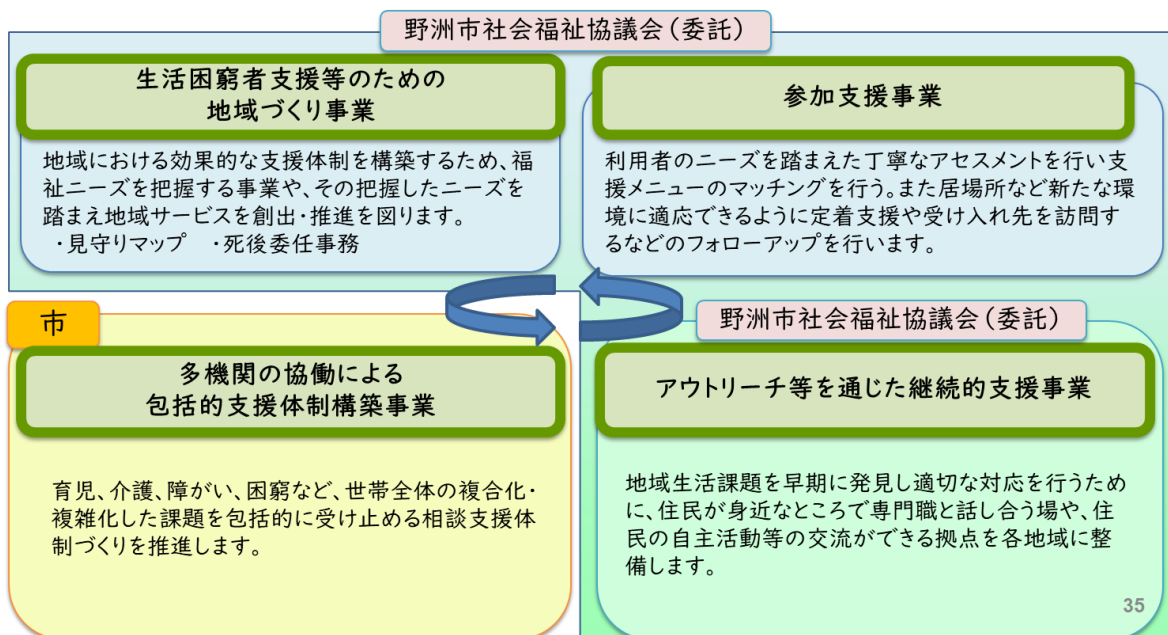


34

令和4年度

野洲市重層的支援体制整備事業

生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域の住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、地域づくり、参加支援、相談支援に向けた事業を一体的に実施



35